

教職員の働き方改革プラン（概要版）

平成 30 年 3 月策定
（令和 2 年 4 月改定）
香川県教育委員会

学校現場において教職員の長時間勤務が常態化する中、教職員が心身両面の健康を維持しながら、教育活動に意欲的に取り組むことができる環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長をめざします。

プランの位置づけ	教職員の働き方改革を進めるための、県立学校に関する県教育委員会の実施計画であり、市町教育委員会が実施計画を策定する際に参考とする方向性を示すもの
計画期間	平成 30 年度 ～ 平成 32 年度（3 年間）
めざすところ	時間外勤務時間が、原則として、月 45 時間、年間 360 時間を超える教職員をゼロにする。

取組みの方向性	県教育委員会による取組み	市町教育委員会 学校 での取組みの方向性
業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校が直面する諸課題に積極的に対応する指導体制の推進 ② サポートスタッフや専門スタッフの拡充（部活動指導員、スクールサポートスタッフの配置の推進など） ③ 学校における業務改善に係る研修等への支援（先進的取組事例の情報提供等） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校の業務の範囲の明確化（教職員の業務の範囲の見直し、休み時間・校内清掃・給食時の対応について輪番や専門スタッフ、地域人材の活用の検討など） ② 専門スタッフ等の配置（専門スタッフ等と教職員の役割分担の明確化など） ③ 事務職員の校務運営への参画の推進
業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ① ICT 環境の充実（オンライン研修環境の整備、各市町の導入する校務支援システムの共通化の共同研究など） ② 教育課程内の学校教育活動・学校運営の効率化（若手教職員等の育成に向け、サポート体制の整備など） 	<ul style="list-style-type: none"> ① ICT 環境の充実（校務の情報化を図り、各種文書の様式、帳票の統一化を図る、など） ② 教育課程内の学校教育活動・学校運営の効率化（学校単位で作成される計画の統合や、教材や指導案の共有化など） ③ 教育課程外の活動の効率化
学校運営の改革と意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ① 働き方改革を進める教職員への応援（提案箱の設置、働き方改革に積極的に取り組む学校を顕彰する制度の検討など） ② 県教育委員会自らの働き方改革（市町・学校への調査の厳選や簡素化等） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員の意識改革（経営方針への働き方の視点の取入れ、勤務時間の実績の見える化による時間管理の意識づけなど） ② 心身ともに健康を維持できる職場づくり（教職員のメンタルヘルス対策の充実等）
保護者、地域への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者、地域への働き方改革に関する積極的な情報提供 ・ 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動などの体制づくりの支援、地域支援指導者セミナーの開催等による地域のリーダーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域、保護者や福祉部局や警察などとの情報共有を緊密に行い、適切な役割分担を図る ・ 地域や保護者との学校経営方針の共有化 ・ 地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進 ・ 地元企業への情報提供等による環境づくり

上記以外の取組み

国への政策提言・要望

- 新たな教職員定数改善計画の策定や、義務標準法の改正等による、①少人数学級の拡大、②少人数指導や多忙化解消、いじめ不登校支援のための加配定数の拡充、③栄養教諭、養護教諭、事務職員の拡充、④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの基礎定数化・拡充の早期実現。
- 部活動指導員、スクールサポートスタッフ、特別支援教育支援員、学校司書の配置にかかる財政支援制度の拡大。

重点取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤務時間の客観的な把握 ● 夏季休業中の学校閉庁日（3 日以上）の設定 ● 部活動に関する休養日・活動時間の設定 ● 夜間・休日における留守番電話対応等の導入
--------	--